## ◎新潟県告示第1112号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第69条の規定により適用される土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の規定により、収用又は使用の手続開始の申立てがあったので、次のとおり告示する。

令和3年10月8日

新潟県知事 花角 英世

1 起業者の名称

新潟市

2 事業の種類

新潟都市計画道路事業3・1・500号新潟停車場線(新潟駅万代広場)及び新潟都市計画通路事業1号万代広場上空東西連絡通路

- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 新潟市中央区花園1丁目地内
  - (2) 使用の部分

なし

- 4 土地収用法第34条の4の規定による図面の縦覧場所 新潟市役所(都市政策部新潟駅周辺整備事務所)
- 5 収用又は使用の手続が保留されている起業地 新潟市中央区花園1丁目地内
- 6 手続を開始する土地
  - (1) 収用の部分 新潟市中央区花園1丁目地内
  - (2) 使用の部分なし